

明治天皇御治政の初期

維新史料編纂官
文學士

藤井甚太郎

今日は財團法人明治聖徳記念學會の明治節記念講演會に、私如きが明治天皇の御治世の初期に付て、一場の御話を申し上げますことは、非常な光榮と存じます。

吾々は明治天皇の御治世中に生を享けて居りますので、言葉を御許しが出來ますれば、何等か陛下には御親しみといふやうな氣持が致すのであります。然々考へて見ますと、百年、二百年、又しても千年二千年の後になりますと、明治天皇は、丁度吾々といひ又昔の人が天照大神を太陽の如く考へて居つた通り、非常な尊い御方に考へる時代が、必ず參ると確信いたして居るのであります。隨つて其御治世である所の明治時代といふものが、日本民族の歴史の中で、非常な光輝ある所の歴史時代を造るものと、斯う信じて居るのであります。古事記なり昔の古い記録を見ますと、日本の國の初は、天地混沌として葦牙の萌騰るが如しといふことがございますが、明治天皇の御治世の初期を、熟々考へて見

ますると、實はそれと同じやうな意味を以て現はさるる時代であつたことを感ずるのであります。さういふ時に、丁度國常立尊が出られた如く、明治天皇が出でさせられ、確乎として時世を御指導遊ばしたといふことが、是が非常に意義あることと存するのであります。其世の中の動いて居る様、天地混沌として分らない、どうなるであらうかと思ひまするやうなことを見ますると、實に恐ろしいといふやうな感じがするのであります。次ぎ／＼に申上げますが、恐らく皆様方に於ても是は恐ろしい時世であるといふ様な御感じが、明治天皇の初期に就てあらせられるだらうと、思ふのであります。洵にさういふ時節を経て今日の如く、日本の國が世界の強國の中に入り、さうして大和民族が、曾て試みたことのない立憲政治の治下に於て、さうして非常な發達を遂げたといふことは、是は非常な世界的の奇蹟であると存じます。

私は是に明治天皇の御稜威に因つたのであると斯う信じて居る。又臣下の方に於ても非常に此時代の人は眞面目である。今日でも眞面目でありますが、岩倉公が征韓論の囂々たる際に、「征韓の擧は宜しくない、明治天皇が御許し遊ばさうとしても此岩倉が居る中は御止め申す、おさせ申さぬ」と云はれたと云ふことであります。抑も斯ういふ言葉は、どういふ腹から出て來るのか、是は攝關家の理想から來る非常な眞面目の考であります。つまり君徳の培養といふやうな所から、これが出て居るのであります。

す。是から私は本論に這入つて明治の初期——明治五年頃迄の間の明治天皇の御治世の初期——の社會の變つて行きまする模様、それから社會の進化する理法、此二つを仔細に考察いたして見たいと思ふのであります。

明治天皇の御治世の初期といふものは、一言にして之を盡しますると、破壊と建設、此二つの組合せであります。初めの方は破壊七分であつて建設三分、それが段々に釣合が變りまして、後には建設七分に破壊三分となり、段々それが二分、一分と減つて、さうして完全な明治天皇の御治世が出来たのであります。其破壊と建設の間に社會の傳統的な思想の拘束力が織込まれて經系となり緯系となり、さうして其處に綾といふものを造り出したのであります。即ち文様であります。其の文様が三十年、四十年の長い間で時世が一變いたして居るのであるならば、それは左程に目につかない、自然に變つたやうに見えるが、明治天皇の初期の世の中の變り様は實に早い、四五年の間に世の中が一變をして、一寸見ますると非常な相違がある。そこで吾々が今日運動の高飛なら高飛を、高速度の活動寫眞に取つて又之を還元して見る如く、明治五年位までの間を引延ばして見ると、運動に於ては爪先の働さ迄も能く見分けるのであります。

明治天皇御治世の初期に於きまして、第一に目につくものは、王政の御復古といふことであります。

それから又神武の創業に則る、此二つであります。ところが此王政の御復古といふことと、神武の創業といふことを見ますと、此間に少し喰違ひが生じて參るのであります。此處が明治の初期の非常な注意を要する所であります。先にも申した如く明治初期の理想が、王政の御復古と神武の創業、此二つを標準として、社會を進化させて行かなければならぬ、其見地からして、社會の進化に非常に必要なものは存續し、不必要なものは之を縮小して行くことになりす。

先づ不必要と見るべきものは何であるか、是は言葉を換へて申せば武家政治の否認であります。武家の政治は廢めようと云ふこと。それから神武の創業、是が又實は具體的に能く分らないのであります。是は今日から吾々が考へてもどう云ふ具體的組織にするのか分り難い。封建を廢して郡縣とすることは其一つには相違ないが、それ丈では分ら無い、此は慶應三年王政復古になる少し前にすら分つて居ないのであります。松平慶永の如きも茫乎たる王家の昔に還して今の時世に是が適當するか、是は局量の小さい私共には分らぬと云つて居られるが、これは越前福井の藩主松平春嶽許りではありますまい。實は誰にも分らぬ、王政復古と口ではいふけれども、どうしてよいのか分らぬ。そこで野々口隆正の如きは此處を考へました、これは神武の創業で行かなければならぬと。建武中興を考へると、北畠准后の力を以てしても、延喜天曆の昔に還ることを知つて、さうして神武の昔に還ることを知らなかつたのが誤

りだ、失敗の基である。そこで王政復古になるならばこれはどうしても神武の昔に還らなければならぬといふ議論を立てて居る。是が隆正の議論でありますが、さう云ふ風に見來つた者は外にもあります。それは浪人の中で久留米の水天宮の祠官を致して居つた真木和泉守保臣の如き人で、既に御維新の二三年前から神武創業の方針で行かなければならぬと非常に説き立てて居るのであります。さういふ方針で以て、日本の中世の武家政治を否定して、さうして明治の初期を建設して行かうといふ勢ひでありました。此點から見ますと、徳川幕府を第一に亡ぼさなければならぬのは、是はもう當り前のことであります。其次には武家政治の形を帯びて居る所の各藩、此藩といふものが又廢せられなければならぬ。其次には武家時代の中堅となつて居つた所の侍、此の侍といふものも總て皆無くなつてしまはなければならぬ。これが明治天皇の初期に於ける消極的の社會改革の三點であります。是は非常に大きな問題である。そこで徳川氏が亡びるといふことは、是はもう皆さん御存じのことでありますから、精しくは申上げませぬが、然らば明治の維新の際に中堅となつて働いた所の各藩、長州藩、薩州藩とかいふやうな、さういふ藩をどうして無くしてしまはうかといふことが問題になつて來る。是も餘程前から議論があつた事で、明治四年の七月に廢藩置縣の大號令が出ました其時の事を書いたものは、何れも雷霆の一時に落ちて耳を蔽ふに違あらずといふやうな風に書いてありまするが、深く歴史を調べて見ますると是も矢

張り勢ひである。古く昔から致しまして、さういふ勢ひが出来て居るのであります。其例を申し上げますといふと慶應三年の十二月に薩州の人で寺島宗則といふ人がある。此人が大久保利通に書面を遣つて、勤王といふことを吾々は云ふが、勤王の極致といふものは吾々の藩といふものを廢してしまつて、朝廷御直々の家來になるのが是が勤王の極致であると申して居る。其次に、同じく慶應三年十二月の二十三日のことであります。徳川氏の領地と、それから徳川慶喜公の官位、即ち正二位内大臣、此位を朝廷に御取上げにならなければならぬといふことで、議論が出ました時に、徳川氏だけの領地を御取上げになることは是は宜しくあるまい、どうしても是は諸大名から土地を献上する、諸大名の土地を御取上げになるといふのが順序でござらうと議論をして居るものもあります。其時の公卿方が云はるるには普天の下率土の濱王臣王土にあらざるなしであつて、理窟は尤もであるけれども、今日の場合に、さういふ大事業をすることは天下惑亂の基となるから、先づ徳川氏だけの處分をするのであるといふ議論をして居られるのであります。

そこで一體大名の領地といふものは、どういふ風に其當時の人が考へて居つたかといふと、是は三通りの考がありました。第一の考は大名の領地は是は徳川家から貰つて居るものである、即ち先祖の武勳に依り槍先の功名に依つて、徳川氏から貰つて居るものであるといふ考が一つと、それから今一つは、

領地は祖先の遺骸であると云ふ考、それから他の一つは領地といふものは、是は天朝のものであるといふ考、是が随分あるのであります。御維新より約十二三年前に當ります安政四年に鹿児島藩主の島津齊彬公がいはれた言葉がある。「薩日隅三州を治める場合に於て天朝から御預り申して居るものと思へば、間違ひはない」斯ういふことをいうて居る。さういふ例を擧げて見ますれば幾つも限りなく例がある。明治二年の版籍奉還の際の建白上表類、たとへば其の内の岡山藩からの建白文一つを見ましても、「版籍を奉還いたしますが、是は元々朝廷のものであることは、私の藩祖である池田新太郎少將の家訓でござる」斯ういふことをいうて居る。領地が天朝のものであるといふ思想は、一貫を致して居る。

明治二年に薩長土肥四藩が版籍を奉還いたします上表を奉りましたが、其六月までの間に、各藩が版籍奉還の上表を我れ後れじと奉つて居るのであります。斯の如く何時も徹底的に思想が瀾漫して居つたものと吾々は推して考へるのであります。此時には殆ど全部の藩が版籍奉還を致しましたが、大村藩或は津和野藩、柳川藩、其他十藩程がどうしても版籍奉還の表を奉らないので、到頭六月の二十四日に藩籍奉還を致せといふ御沙汰が朝廷から出た。其奉還の表を奉らなかつた理由が何處にあるかと申すと、是には又理由がある。例へば大村藩のそれに對する辯解の如きは——肥前の大村ですが——抑々大村藩が今戴いて居る土地は、是は永延年間に一條天皇から戴いたものである、それを譯もなくこちらから奉

還いたすことは、却つて朝廷に對して御無禮である、差上げろといふ御沙汰でもあれば、それは差上げるけれども、さまなければ此方から申出すべき筋合のものでないというて居るのであります。是も一應は洵に尤もの事と思はれるのであります。さういふ風でありました。

それから其時の輿論は一體どんなものであるか、藩を廢することに對しての輿論は如何かといふことを見ます。一體政治の上に於きまして、一つの法令が出ます場合には、輿論の力を伴はないと是は非常に不利益である。そこで其輿論を見る。ところが昔でありますれば版籍を奉還するとか、土地人民を御還しするといふことは、是はなか／＼其當時に於ては云ふべきことでないが、明治二年三年頃になると、輿論が非常に強い、版籍奉還の輿論が強い。明治二年三月頃の公議所などの議論を見ましても、後の森有禮、當時の制度寮撰修の森金之丞、此人の建議に、今藩といふけれども、一體世の中を封建にするか郡縣にするか、何れにするものであるかといふ議論を出して居るのであります。此頃にさういふ議論を出すといふことは、進んだといへば進んだ事でありますが、非常に危険な議論であります。後に森有禮氏が殺されるのも、斯ういふ所や、廢刀建議等から來るのであります。斯ういふ議論を各藩の代表者——即ち國論に代る者を以て組織されて居る、詰り今の衆議院みたやうなものであります——の間で議論をして居る。猶明治二年の四月には、諸大名を集めまして國是會議がある。是が謂はば今日の貴

族院のやうなものであります。此國は會議にも廢藩置縣の可否について、明治二年に御諮詢案が出て居るのである。是は明治二年に於て非常な輿論となつて居ることを注意しなければならぬ。上院に於ても下院に於ても此議論が出て居ると云ふ譯であります。

そこで今までは藩主というて居つたのを、明治二年六月に藩知事と改められて居ります。けれどもそれは唯名義だけ改まつたのでありまして、實際に於てはなか／＼さう簡單に行かぬ。先づ其時の各藩といふものを見ますると、非常に力強いのである。版籍を奉還して土地人民を朝廷に御返しするといふことに成りますれば、それでもう何もかも、藩といふものが消極的になつて居るかといひますると、決してさうでない。各藩は各藩皆考があつて兵備を整へ、新進の武器を調へて居る。さうして朝廷に出て居る大きな役人、例へば大久保利通であるとか、木戸孝允であるとか、偉い朝廷の役人でも、是が藩の地に還りますと何等勢力がない。全くないといふ譯ではありませぬが、さう朝廷に居るやうな譯には行かぬ。大久保さんにした所が昔の大久保一藏でありますし、木戸公でありますしても長州藩に参りましては、昔の木戸準一郎である。此邊の事は大久保さんの日記でありますとか、或は木戸さんの日記を御覧になりますると、非常にくはしく能く書いてあるのであります。なか／＼藩の勢力は割據的に強い。それでありますから明治二年の二月には柳原前光と萬里小路通房を薩長二藩に遣されて居るのであり

ます、さうして多年の勤勞の功を賞せられて居ります。明治三年十二月には岩倉具視公を薩長二藩に遣され、島津久光公と毛利慶親公を朝廷に御召しになつて居る。さういふ御沙汰を出された。さういふ風であるかと見ますと、明治三年には土佐の御隠居である所の山内容堂公が、薩長土三藩同盟を建策され、自ら鹿児島に行かれて上中下三策を述べて居られます。其上策といふものを見ますと、「大に朝權を張り天下を威服せしめ、假令大國強藩と雖も、其議論の出づる所知らざるが如くならしむる、議論の餘地を與へぬ、是れ上策なり、天下内外の病日を逐ふて救ふべからざるの勢ひあり、外に破らざる時は内に破るべし、寧ろ外を破り内を調へる、是れ中策なり、薩長土三藩盟約を堅うし國脈を致す、是れ下策なり云々」斯ういふ風に意見を建てて、薩長を説いて居られるのであります。それを見ましても此藩といふものが餘程強い力を持つて居ることが御分りにならうと思ふ。のみならず諸藩が皆聯合會議をして居る。例へば四國の諸藩が集まつて金比羅會議を開いて居る。四國の各藩の聯合會議であります。それから三州の吉田即ち今の豊橋に於て、明治二年から三年に亘つて遠州、三河、尾張の一部の各藩が會し、それから又柴山藩を中心としまして千葉縣下の——其時は千葉縣ではありませぬが、——各藩が評議をして居る。朝廷の方ではさういふ各藩が聯合して會議を開くことは、是は寧ろ天下の權力の分裂でありますから固より御許しになつたのではないが、會議をして居るのであります。京都府附近でも

十數藩が寄つて會議をして居る。斯ういふ風を見ましても太政官といふものがちやんとありますけれども、地方に於ける權力といふものは、各藩が持つて居つてなかく強い。是では統一が出来ないから、太政官の方ではどうしても中央集權にしなければならぬといふやうな考があつた。ところが爰に一つ不思議な現象と見るべきものは、其當時各藩の中に於て藩として存立することが殆ど不可能のやうになつて居る藩がある。明治四年の七月の十四日に廢藩置縣の號令は出ましたが、其以前から廢藩を願つて居る藩が少からずあるのであります。勿論其上表文——自分の藩を廢して下さいといふ藩の上表の文——には皆大義名分を書きまして、さうして將來は郡縣の制度に復して貰ひたい、それでなくては統一がつかないと書いてあります。内部の事情を見ますと、或は財政上藩の存立が不可能であるといふやうなことがありはせぬかと思ふ人もありませうが、そんな事は詮索を略して置きます。斯ういふやうな形勢に鑑みて、急に斷然たる廢藩置縣の大號令が出たのであります。さうして舊藩主は其前に本籍を皆東京に移して居られましたので、東京に歸るやうにといふ達が出て居るのであります。皆東京に歸る、是で三百年來續いて居つた所の藩が無くなつた。

そこで其次は今度は何を除かなければならぬかと申しますると、侍、是がなか／＼當時では厄介なものである。侍といふものは是はもう昔に於きましては、特殊の教育を受けて居るのであります。三百年

の泰平、吹く風は枝を鳴さずと申しまするけれども、侍階級の組織は決して平和的には出来て居ない、金錢の執着がない、妻子眷族に愛着がないやうにといふ、斯ういふ方針、是は軍國の組織であります。さういふ風にして階級を維持し、其の特權を持つて居るのであります。此階級を社會から除いてしまはなければならぬ、是がなか／＼大變である。侍を減ぼした方法は、三通りあります。此處がなか／＼むづかしい所であります。私が恐ろしいといふのは此處であります。

先づ第一には侍の名稱であります。明治二年六月の達に一門以下士に至るまで、總て之を士族と稱す。是はなか／＼大變なことである。名稱であるけれども社會階級を現はした一つの名である。今までは家老、中老から足輕に至るまで、非常に社會の階級が分れて居る。是が皆士族といふ一つの階級になつた。それで現に或る藩の人が出した願書などを見ますと、「私共は昔輕い位置でありました、それが藩主と御一門の御方と同じ名籍になる、是は甚だ恐多い話だ」といふて居ります。藩廳に於きましては、「併し是は朝廷の御沙汰であつて、人間には禮といふものがあるから」といふやうな沙汰、是が二年六月であります。それから其の次が三年九月、卒といふものが出来て居りますが、三年九月の達を見ますと、「士族、卒の外別に級あるべからざる事」とあります。士族と卒の外に階級といふものはない、外に「級あるべからざる事」と嚴然たる達が出て居る。後明治五年には改めて、士族と平民といふことにな

つた。要するに今までは侍階級が幾段にも別れて居つたのが、たつた一つの名稱になつた。是は非常なる社會變革であります。

爰に一つ恐ろしい事と思ふのは、餘り申上げて宜いかどうか分りませぬが、得分の平均を士族階級に行なつて居ることあります。是は各藩での改革であります。どういふ風に改革を致して居るかと思はると、是は各藩殆ど皆やつたのであります。例へば一つの藩について申しますと、御承知の通り舊藩時代に於ける祿制といふものは是は非常に階級が分れて居るのであります。何千石から何人扶持といふやうに人々の収入が非常に小區分されてゐた。それが私の方の福岡藩ではどうかといふと、三千五百石以上のものは是は皆十分の一になつてしまつた。それから二千石から三千四百石までのものは誰彼の區別なく是が二百五十石、此間に得分の差別はない。それから六百石から千九百石までの間の者は、是は二百石、それから百石から五百九十石、此間のものは誰彼の區別なく是が皆百石といふこととあります。さうすると百石といふものは正確な標準になります。是以上の變革が行はれない。要するに大祿を食んで居つた者は削減される率が多かつたのであります。藩によつては又、此間を非常に細かく分けて居るところがあります。例へば、津輕藩の如きはどうかと申しますと、八百石以上のものが二百石、それから五百石のものが百五十石、二百五十石のものが百石となりました。是は福岡藩な

どに比べますと藩が小さいものですから斯ういふことになつたのです。それ以下は段々と元祿と改正祿との間が接近して來て百石のものが八十石、七十石のものが六十石、五十石のものが四十石、三十石のものが三十石で、是以下は削減はない。云はば不變得分線とでも云ふべきものを三十石に置いたのであります。之を普通に「均し面」といつて殆ど各藩でやつて居ります。即ち得分の平均であります。雲州の松江藩の如きは山口鏡之助先生から聞く所に依りますれば、御家老も何も皆十七石に極つてしまつたと申されました。斯ういふ風に、今日社會主義者でもするやうなことが實際に行はれて居るのであります。是では侍が堪らない。斯ういふ制度に改めるに付きましては、藩に依て餘程込入つた事情があるのであります。明治三年の六月十八日の津輕藩の達の文に「汝等家來共は數代の祖先以來の勳績勤功或は多年の勤勞等に依つて斯ういふ祿を貰つて居つた、それを自分の代に於て減祿を申付けることは、實以て忍びないことである。殊に物價の騰貴して居る今日の際に、汝等士族の活計の途に於ても容易ならぬことと思ふ、深く憐むべきことである、自分の心中に於ては煩悶して居る次第であるが、方今天下一般の形勢にて、本藩のみ優柔不斷の姿にては、天朝は勿論諸藩に對して我知事の職責が相立たぬ、で斯ういふ減祿をするが、是でどうぞ辛抱して呉れ」といふやうな、藩知事からの達であります。是は三年の正月でありますが、それまでに至りまするには、矢張り二段、三段の順序を経て居りますので、同

じ津輕藩の二年十一月の達を見ますと、其の減祿の達中に「總て重大の弊風を去り、貴賤勞逸を異にせず、有能の者は庶人と雖も御登用になる」といふやうな達が出て居るのであります。之を御覽になりましても、如何に此士族階級の崩壞が重大なることであるかが御分りにならうと思ふ。それでは斯ういふ人々をどうしたのかと云ひますと、侍階級を皆農と商とに追込んでしまつたのです、之を歸農歸商と申します。或は山林を廉い値段で分けてやるとか、或は祿を奉還させて、資金を一時給して商人の中に入れるといふやうな歸農歸商といふことを、盛んに行つたものであります。なか／＼面白いことでもあります。攝津の三田の九鬼、或は美濃の苗木の遠山氏などは、盛に歸農せしめたものであります。さうして到頭後には、武士の精神とまでいはれて居つた所の廢刀令までも出してしまつた。是は公議所の議案の中に森金之丞などが論じて居るのであります。そこで今までの侍といふものは、教養を経て居りましたけれども、農になり商になりしたのでありますから、さういふ教育を受けて居る所のものが、今更筋肉勞働に堪へる譯がない、武士道といふことで三百年來相傳へて來た者が今更町人になつて、それが成功するといふことは難いことである。こゝに社會の禍根が貽るのであります、是は後に話が進んでから申上げたいと思ふ。兎に角斯ういふ風にして舊幕、武家時代に藩を廢し、さうして侍までも廢して、明治天皇陛下の初期の消極的の方面は是で解決がついたのであります。

さうすると、積極的方面はどうであるか。物を削つてしまふ、是では世の中は進化しない、丸裸であります、今度は衣を着せねばならぬ、此の方は如何するか、是は御承知の如く公議輿論で進んで居ります。明治時代の初めから憲法發布までの時世を造るといふことは、此邊から來て居るのであります。日本の憲法は明治二十二年に御發布になつて居るのでありますけれども、此處まで行きます間には非常なる憲法制定の歴史を持つて居るのであります。

普通の人が五箇條の御誓文、「萬機公論に決すべし」あれをよく申しますが、是は明治天皇陛下が是から先の世の中は是で治めて行くのであるぞといふ事を、御示し下すつたもので、實に有難いことでもあります。斯ういふ氣運は其前からして一部にあつた。丁度明治二十二年憲法發布になる前でした、慶應義塾あたりの人が私擬憲法といふのを帥して「今度憲法が出来る、今度の憲法は斯ういふ風にしたい」と憲法こそ造りませぬけれども、議會政治などを論じて居つた。徳川幕府の存在した時からして、此議會制度などといふものは、論じて居りました。殊に舊幕の時代には諸大名が居りますので、どうしても兩院の制度といふことに基礎を置いて議論しなければならぬやうな風になつて來て居る。種々此議會制度の議論の沿革を述べますると大變長くなりますので略しますが、一つの面白い點をいひますると、西周氏は幕府の制度を中心として、議會の制度を立案して居るのであります。其立案の中に勿論議會の決

議は朝廷の上裁を経るといふことにはなつて居りますが、其他に斯ういふことがある。將軍家即ち徳川氏は、其領地が數百萬石あるからして、議會に於ては會議を解く權即ち議會の解散權を持たせる。又徳川家は數百萬石を持つて居ることであるから、一對三の權、一票に對する三票の力を持たせることにすると、斯ういふ案を西周氏などが出して居る。此議論は非常に細かいものでありますが、信州の赤松小三郎とか、或は大久保一翁とかいふ人々から慶應三年に斯ういふ議論が別々に出て居るのを見ましても、日本の憲法政治が如何に古い淵源を持つて居るか御分りにならうと思ひます。

さうして愈々五箇條の御誓文がออกมาして、其次に代議員として前に申した所の貢士といふものが各藩から出て來ます。貢士とは可代國論者で、これは各藩を選舉區として其の國論に代つて國家の大事を議する者です。貢士對策所といふやうなものも出來て居りました。此貢士といふやうな字が餘程私は時代を現はして居ると思ふ。大學の南校に各藩から天下の秀才が集まりますものが貢進生、穗積陳重先生などの御話を承りましたことがあります、自分は宇和島藩から貢進生として來て居るので朝廷の爲に御奉公しなければならぬと云はれました。大體學問一つでも、皆さういふ氣持でした者であります。今日の議會でも代議員といふ名を廢めて貢士とでもされるとよいかと思ふ。此の貢士對策所が明治二年に公議所となつた、それから又集議院となります。此時の議院の規則などを見ますと、實に整然たるも

のであります。それは分科會もあれば、多數決の制度、特別委員會を設けること、皆今の議會と同じ制度であります。此の外に中央に於ては國是會議と云ふものが出来て諸大名の會議があります。明治の初年に於ては日本は斯の如きものを組織して居りました。後元老院、大審院といふものが出来て、議院制度が漸次に大成されるのでありますが階級制度からして矢張り二院制度は止むを得ぬと斯う思ふ。中央に於て二院制度のやうなものが出来て居る外に、各藩に於て藩議院とか或は衆議院、それから議事局とか各種各様の議院制度が出来て居ります。是が明治二年、三年のことです。議會制度の規則なども出来て居る。一番面白く私が感じましたのは岡山藩の藩議院の議事規則であります、之に依りますと、議院に出ては新聞紙の説とか、或は風説とかいふものを根據として議論をしてはならぬぞといふことを明かに書いて居る。今日の帝國議會では朝日新聞にどうあるとか、日々に斯うあるとか新聞記事をと盛んに引いて、それが議題になつて居る。例へばシーメンス事件などは初め朝日新聞に出たと思ふ。それが岡山藩の議院では新聞紙の説などは一切議院に於て引用してはならぬと規定して居る。是は明治二三年のことです。さうして國是會議の中に於て明治二年の豫算がちゃんと評議をされて居る。皇室費が幾ら、或は貧院——病院費が幾ら、斯ういふことまでも豫算の費目、勿論何石とありますが、其れが出て居るのであります。斯ういふ風になつて來るのであります、なか／＼公議輿論といふことは

進んで来て居る。要するに明治天皇の初めの時代は今まで被つて居つた所の着物を脱がして裸體にしてしまつて、さうして所謂神武創業の昔にやり直すといふ政治の方針であると、私は思つて居るのであります。即ち赤裸々にする、着物を脱いで裸體にするのであります。そこで例へば宗教の方面に付て申しますると、神道興隆、皇道復興、是は確か明治二年五月二十四日の國是會議の御諮問案になつて居たと思ひますが、各藩が皆之に對して意見を述べて居るのであります。

さういふ風になつて來まして、議會政治が出來ますと、爰に必然の結果として選舉といふ事が起つて來る。しかし其時は選舉とは言はないで、「入札」と申しました。入札といふと、今日は土木工事か何か請負の入札といふやうなことに聞えますが、其時は選舉を皆入札といふ言葉で申しました。勿體無くも明治二年の五月には總理大臣以下の入札を致しました。是は非常なことであります。輔相以下六官を三等官以上を以て入札をする、さうして三條實美公が四十九枚で御當選でありました。所が是は初めから詔勅が出て居りますので恐入つた話ではありませんけれども、非常な議論が出た、といふのは斯ういふ風にして人民が大官を入札することは是は後日日本の國に共和政治を開く元だ、それから勅任官にも當るべき者を人民が入札するのは、國體に反する、誰がいうたといふことは別であります、さういふ風な議論が出た。そこで斯ういふ入札は今度限り、明治二年五月十三日一度限りにする、是以後はし

ないといふことに決つたのであります。所が矢張り入札と申しましても階級意識がありまして、輔相と六官の知事、それと宮廷の職事即宮内大臣、是は公卿大名中で選舉する、副知事あたりは貴賤を論ぜぬとあります。平民宰相といふわけには行かない。此の入札の制度は、地方に於いても行はれました、各藩の大參事なども皆入札であります。津輕藩などに於ては納札といふ言葉を使つて居ります。何れの藩でありましたか、大參事を入札する場合には親兄弟にも祕密にして入札するといふことになつて居ります。要するに門閥を廢して、さうして賢才を擧げる、天下の賢才を擧げて、さうして天下の政治の重きを分任せしめるといふのが明治初期の政治の理想であります。考へ様に依ては實に恐ろしいと思ふ。役人を選擧するといふやうなことは何處から來るか、是は亞米利加では、斯うするさうするといふ、淺薄な外國輸入の思想もあります、又支那から來て居る、野に於て賢才なし、野に遺賢なしといふ、支那流の政治思想からも來て居ると、私は思つて居ります。

さういふ思想とさういふ事實に基いて、四民平等の達といふことが、既に明治二年、三年頃に於て出て居る。各藩の達を見ますると非常に機會均等の遣り方で、而も「人民平均の理」とか「四民混淆の御治世」「自由不羈」といふやうな文句が明治四年頃の達には出て居ります。教育なども機會均等にせねばならぬと云ふ達が出て居ります。時代の風潮を見ますると餘程面白い。明治三年の或藩の達には今般人

民平均の理を以て農工商、平民、士族各一般に從來階級に依つて定め置かれた廉々は廢せられるけれども、相互に交譲を相守るべきで、階級打破とか何とか急激な事をしてはいかぬと申してあります。又「抑々人間は天地間の活動物の貴重なるもので、固より士農工商の隔もなく貴賤上下の別もない、四民は貴賤上下階級に依るにあらざる也」といふやうなことから、教育の機會均等といふやうな考が、矢張達に出て居るのであります。併しながら是は上からの御達であつて、有難く四民平等の思想を御受けするのであつて、下からさういふことを言出すのは割合に少い。但し少しはある、明治二年の公議所に於ける議案にも茨城縣羽生村の生島更作といふ人の名で提案がある、それは貴賤の別を軽くしたいといふ請願文で、其の中には「士農工商各々權ありて、齊しく人なり」と書立ててあるのであります。斯ういふ風なことを私は恐ろしいと思つて居る。是等のことを申し上げますれば、諸君は明治天皇の御治世の初めに於ての世の中の大變革が十分に了解せらるるであらうと思ひます。

王政復古とは、碎いて云へば王政を古へに復する事で、つまり神武創業の昔に復さうといふにある、其の立場から、明治の初年は凡て大寶令に依てやらうといふことであつた。所が王政維新の方の人からいふと、大寶令は支那の制度では無いか、唐の政治の模倣ぢやないか、日本の王政が支那の制度に復するといふのは何事か、「維新創業でなければならぬ」といつた、明治二年に澁澤子爵が大隈侯の所で大藏

省の役人になれといはれた時に、自分は徳川の家來で佛蘭西で稽古をした、其の御恩があるから、朝廷に仕へるよりも靜岡藩に御仕へ申したいと、さう云はれると、大隈侯爵が「今の世の中を何と思ふ、吾々は高天原の天ノ安ノ河原に於て神集ひに集うて居る神々である」といはれた、是が即ち王政維新の方であります。そこで大寶令の制度を主張する王政復古派との間には非常に隔たりがある。此間に於て、既に王政復古になつた直後、明治二年、三年頃からもう國體擁護運動が盛んに起つて來た。明治二年正月五日に横井小楠を殺しました時の斬奸状を見ましても、小楠は耶蘇教で、さうして共和政治などを考へて居る不屈な奴だとある。又、明治二年九月五日に、三條木屋町で大村益二郎が難に遇つた時にも、「彼は刀を廢したり、日本の軍制を變更したり、大和魂の正氣を亡ぼしてしまふ」といふのが下手人の言草である、明治二年、三年に於て斯ういふ事は如何に機微なものであつたか御分りであらうと思ひます。斯ういふことを尙詳しく申上げるとよいのですが、茲には省きます。

また朝廷の役人になる者の數には限りがある。維新の際に活動をした人は、非常に數が多いが、それが皆酬いられて居らぬ。そこで明治の三年、四年頃に於て、各地に政府顛覆の運動が起つて來ます。其の原動力として働いて居る人は、皆とは申しませぬが、其の二三は明治以前に於て非常な勤王の士であつた。で嘗ては勤王家の名を持つて居た人が、明治四年、五年に於て叛逆の罪を以て、或は斬罪に處

せられて居る。例へば長州の大樂源太郎、是は安政の頃から長州の勤王家として名前が出て居る。それが明治四年になつて殺されるといふことになりました。後の例で申しますれば前原一誠、其前名は佐世八十郎、是は非常な勤王家であつたが、明治の前原は叛臣傳中の一人となつて居る。斯ういふ悲惨な綾が織出されて居ることを私は非常に悲むのであります。

そのみならず、貨幣の制度はどうなつて居るかといふと、是は人民の財産、主として百姓に關係する事でありますが、太政官札を造ると贖札が非常に出て来る、さうして價格が暴落する、まるで今日のマークとかルーブルの如くに、人民の持つて居る紙幣が官札か贖札か分らぬので財産の價格が不定になつた。明治二年の岩鼻縣の贖札の問題の如き、又明治二年の甲斐の巨摩郡の暴動の如きも是から起つて居る。此邊なども詳しく御調べになると非常に面白く研究が出来るのであります。其當時の落首に「金銀と光る佛を神にして上は金札下は混雜」と云ふ歌があります。日本の國は神國であるから遂に「寶貨もかみになつてしまつた」といふのであります。

是は明治二年のことでありました。

斯ういふ風に變革をいたしましたから、假令有識者である者も亦有識者でない者も、社會に落伍者が非常に出來た。そこで戸籍法を定めるとか、或は昔の關所を廢するとか、本國の原籍に歸らせるといふこと

をやりましたが、なか／＼旨く行かない。そこで京都の市中では明治二年に流民屯所を拵へた、つまり其處らに居る浮浪人を集めて入れるのであります。是は今日の社會政策より餘程進んで居ると思ふ。又私に建てた物には例の雲井龍雄の歸順部曲屯所といふものがあります。芝二本榎にありましたが、此處を本據として雲井龍雄以下が事を擧げんとして成らず、明治三年に處分を受けて居ります。實に非常な混亂な時世であるといふことが分る。日田縣に於ける暴動の如きも實に恐ろしい世の様である。ところが斯ういふ混沌たる時世に當つて、恰も明治四年の七月に、廢藩置縣といふことが行はれた。非常に混雜して居た世の中に、又藩を廢してしまつて、中間の政治が無くなつたから、人民は皆陛下の赤子となつたのでありますけれども、實は之が爲に今日から見ますと蜂の巢をつゝき毀したやうな混亂の状態に陥つて來て居るので、其の結果そろ／＼自由民權の西洋思想が這入つて來た。而も其時に多年教育を受けて特別の訓練を經、特別の遺傳性を持つて來て居る力強い士族が職を失つて居る。岩倉さんあたりは此士族が自由民權論と一緒になりはせぬかと、非常に之を憂ひられた。そこで是は少し時代が飛びまするけれども、十年の戦争の時にも兵隊が足らぬので、士族隊を募集して西南の役に使はうといふ議論が出て來た時に、木戸孝允などは大反對、折角今迄に士族を廢して國民皆兵の制度が明治五年に出來て、是で行かうといふ時に、又士族隊を募集して使はうといふことになつては裁兵に惱む、又士

族階級の復興といふものになつて、是が又昔に復ると論じて不賛成であつた。併し事情已むを得ませぬで新撰旅團が出来た、是が士族であります。これで如何に明治天皇御治世の初期は危険であつたかといふことが御分りにならうと思ひます。

私は若し言葉が許すならば、現在恐れられて居る以上に恐ろしい社會變革の時代、さういふ危険な時代を経ながら日本がどうして今日斯んな立派な國になつたか、是を私は深く御考を願ひたいと思ふ。是は全く明治天皇の御稜威であります。日本の國に於てそれは時勢でありますから、多少の政體の變態は免れぬとしても、私は歴史の教へを信じて疑はない、皇室さへ儼としてゐらせられれば、大和民族はどんな變化をしても、未來永劫繁榮するものである、我々は皇室を離れてならぬと私は信ずるのであります。其證據は、明治十年の戰の時に、新撰旅團を裁兵した、其時の議論を見ても、「歸つて來た時にどうする、金を與へて還すか、金は無い、どうしたものか」と皆が、心配したが、歸つて來た時に兎に角、明治天皇陛下には吹上の御苑に御召しになつて、御言葉を賜はつたところが其危険視されて居つた皆が、實に感涙に咽んで郷國に歸つた。これが實に有難い所で、皇室の有難いことは、實に何に譬へやうもないのであります。

「しらす」てふ語の一用例

大和をしらす君の七十の賀に

千歳までいくちの岡の一つ松

ひとり木高きかげとしげらむ(穿履集)

橘
守
部